

令和7年度（2025年度） 熊本市移動等円滑化推進協議会 議事要旨

1 開催日時

令和8年3月30日(月) 10:00～11:45

2 開催場所

桜の馬場観光交流施設多目的交流施設

3 委員名簿 15名（欠席5名：上松委員、オノ委員、長江委員、○仁科委員、安田委員）

氏名		所属・職業・分野等 ※50音順・敬称略
岩下 敏和	いわした としかず	熊本市交通局 次長
岩永 謙二	いわなが けんじ	熊本県バス協会乗合業務委員会 委員
植田 洋平	うえだ ようへい	熊本障害フォーラム事務局長
岸森 法夫	きしもり のりお	熊本県 警察本部 交通部 交通規制課長
清田 晃子	きよた あきこ	熊本市PTA協議会 常任理事
黒木 三奈子	くろき みなこ	(一財)熊本国際観光コンベンション協会 MICE 誘致課長
佐藤 哲	さとう さとし	熊本県立大学環境共生学部 准教授
竹内 久美	たけうち くみ	(公社)熊本県理学療法士協会 副会長
田中 昭夫	たなか あきお	九州運輸局 交通政策部 共生社会推進課長 (代理出席：主査 金元 綾子)
中野 育生	なかの いくお	熊本電気鉄道(株) 執行役員鉄道事業部長
増永 創	ますなが はじめ	熊本駐車場協会 会長
宮崎 晶兆	みやざき あきよし	熊本市 都市建設局 土木部長 (代理出席：首席審議員 東 眞一郎)
持月 裕如	もちづき ひろゆき	九州旅客鉄道(株)熊本支社 副支社長
吉本 圭一郎	よしもと けいいちろう	公募委員
◎八幡 彩子	やはた あやこ	熊本大学大学院教育学研究科 教授

◎会長、○副会長

4 次第

- (1) 開会
- (2) 新委員の紹介
- (3) 事務局挨拶
- (4) 議題
 - ア 会長及び副会長の選任
 - イ これまでの振り返りについて
 - ウ 熊本市バリアフリーマスタープラン実施計画の策定について
- (5) 閉会

5 議事要旨

<事務局から、議題について説明>

イ これまでの振り返りについて

意見なし

ウ 熊本市バリアフリーマスタープラン実施計画の策定について

植田委員

- ・ 21ページから22ページに記載の「基準を緩和した場合」の内容について、車いすトイレの設置についてはソフト対応とされているが、トイレやエレベーターにおけるソフト対応として、具体的にどのような対応を想定しているのか教えてほしい。

事務局

- ・ 車いすトイレにおけるソフト対応については、トイレの頭上に設置して避難通知を行う光警報装置が設置できない場合に、職員が頭上を照らすなどの方法で対応できないかと考えている。

植田委員

- ・ 多目的トイレについては、光警報装置への職員対応は可能な場合があるかもしれないが、火災時にその場に聞こえる人と聞こえない人がいるかを把握することは難しく、それを職員が個別に知らせに行く対応は現実的ではない。
- ・ また、車いすが入れないトイレの場合もソフト対応は困難である。
- ・ 今回の内容はあくまで案であり、今後検討していくという認識でよいか。

事務局

- ・ これから具体的な検討を行うことを想定しており、どのレベルまで改修が可能かを段階的に整理し、一つずつ課題解消を図っていきながら、時間軸や施設管理者の負担も踏まえ、総合的に意見交換を行いながら進めていく予定である。

八幡会長

- ・ 左側の目指すべき基準については二重丸が多かったが、緩和することにより整備基準が丸やバーになるなど、心配する委員は多いと考える。

事務局

- ・ 本日欠席の長江委員から議案について、意見が挙がっているので報告する。
- ・ 整備方針を一定程度緩和することでバリアフリー化を実現できる箇所が増える点は評価でき、無理のない範囲で段階的に整備を進める考え方は重要である。
- ・ 重点整備地区を設定して集中的に整備を行い、利用者が効果を実感できることが重要であり、体感できなければ理解や共感は広がらず取組の加速には繋がらない。
- ・ 例えば、鶴屋から市役所周辺にかけてのエリアをコンパクトに優先整備し、成果の見える化を図ることが必要である。
- ・ 施設管理者にとっては整備による売上向上が重要な判断要素となるため、バリアフリー化が売上増加につながることを具体的に示すことが不可欠である。
- ・ 今後はバリアフリーマスタープランに加え、ウォークアブルなまちづくりや経済発展の視点も取り入れ、総合的に施策を推進していくべきと考える。

佐藤委員

- ・ 街中には建物自体はバリアフリー対応でなくても、事業者の工夫や努力により比較的使いやすくなっている事例があると認識している。
- ・ そのため、ハードとソフトを単純に二分するのではなく、完全対応ではないものの工夫によって使いやすさを向上させる「セミハード的」な取組を進めることで、全体のバリアフリー化への意識向上や事業者の意識啓発につながるのではないかと考える。

竹内委員

- ・ 見える化を進めることは重要であるが、公的な取組だけでなく民間の協力を得るためには、事前に説明や啓発を行わなければ取組は広がらないのではないかと考える。
- ・ 民間が抱えている困りごとや対応の中には好事例もあると考えられるため、それらを把握し周知していくことを含めた計画が必要である。

吉本委員

- ・ すべての障害者が安心して地域や街を歩ける環境の確保は当然の前提であり、地域ごとに異なるニーズを踏まえて対応していただきたい。

事務局

- ・ 利用者のニーズについては、バリアフリーマスタープラン策定時の調査により把握しているところであり、吉本委員の意見は計画策定において重要なものであると認識している。
- ・ 今後は、ニーズの内容を改めて確認しながら検討を進めていく考えである。

植田委員

- ・ 建築物特定事業の整備方針については、全体として目標が引き下げられているように見える点は避けるべきである。
- ・ 特にエレベーターとバリアフリートイレは最も重要な項目であり、整備方針から外れるような印象となれば、安心して施設を利用できなくなる。
- ・ 大規模改修や新築など条件に応じて対象を工夫するなどが必要である。
- ・ 合成香料などにより体調不良を訴える化学物質過敏症の方が増加しており、最新の香害及び環境過敏症に関する実態調査では児童生徒の約 1 割に影響があるとされるなど、無視できない社会的課題となっている。
- ・ 現状では公共施設や交通機関の利用に制約が生じており、移動の格差につながっている。
- ・ 対応として、①公共施設での啓発や無香料化の推進、②公共交通機関における周知・啓発と無香料化の推進、③学校における環境整備と教員・保護者への周知徹底の 3 点のソフト対応をお願いする。

事務局

- ・ 香害については、まず内容を十分に理解するために学習を行い、その上で関係機関と連携しながら周知啓発に取り組んでいく方向で検討していく考えである。

清田委員

- ・ 発達障害のある子どもが増えており、外からは分かりにくい障害への配慮が必要となっている。
- ・ 特に音や光に敏感な子どももいれば、光があることで進む方向を認識しやすい子どももいるため、こうした見えにくい障害の特性を踏まえたバリアフリーへの配慮が必要であると考えます。

黒木委員

- ・ 近年の観光の視点では、高齢者や障害のある方など多様な利用者が増えており、快適でストレスの少ない観光ができる都市が選ばれる傾向にある。
- ・ 観光庁でもバリアフリー化が進んだ先進的な都市が公表されており、熊本市においても、トイレやエレベーターなど観光上のバリアとなる要素の改善を進め、どこにも負けない快適な観光地として発信していくことが重要である。
- ・ さまざまな立場からの意見を踏まえ、本実施計画の推進により熊本が全国から選ばれる地域になることを期待している。

岩下委員

- ・ 交通局では、安心・安全・快適な市電の実現に向けて取り組んでおり、高齢者や障害

のある方を含め誰もが乗り降りしやすい低床車両への更新や、旧型車両から新型車両への入替えを進めている。

- ・ 令和 12 年度までの計画に基づき、今後も利用者に優しい電車運行を目指していく考えである。

増永委員

- ・ 大規模駐車場では障害者用駐車スペースの設置が前提となっており、一定程度の整備は確保されていると認識している。一方で、運用面には課題があり、障害者でない利用が多いのが実情である。駐車場側での取り締まりが難しい中で、いかに啓発を進めていくかが重要であると考え。

宮崎委員

- ・ 道路整備については、点字ブロックの設置を進める中で、重点整備地区の設定により対象エリアを明確にし、その中で利用者にとって使いやすい点字ブロックのあり方について、本計画の中で意見交換を行いながら進めていきたいと考える。

田中委員

- ・ 国土交通省においても、障害当事者団体、施設管理者、行政による意見交換を年 1 回以上実施しているが、直近の意見交換では、特に視覚障害者が初めての施設を利用する際は事前に情報収集を行い、その情報がなければ利用が難しいとの意見があった。
- ・ このことから、施設のバリアフリー情報が十分に提供される環境を整えることで、一定程度のソフト対応につながるのではないかと考える。

岩永委員

- ・ 車両のバリアフリー化については、現在ノンステップバスの導入率が 75～80%程度まで進んでおり、今後も車両更新により導入が進むことで、5 年程度で 80～85%に達する見込みである。
- ・ 一方で、計画策定は重要であるものの、その実行段階では必ず財源の問題が生じるため、誰が負担するのか、どのような補助制度があるのかといった点は重要な課題である。
- ・ また、香料の問題などについては、バスや電車は受け身の立場になりやすいため、利用段階ではなく入口の段階で啓発を行い、事前に防ぐ取組が必要であると考え。

中野委員

- ・ 駅のバリアフリー率は現時点で 20～30%程度とは整理されていない状況であるが、これまでの会議でもあったとおり、全車両に車いす用スロープを設置するなどの取組は進めている。
- ・ 一方で、十分とは言えない部分もあるため、今後も熊本市と連携しながら改善を進めていく必要があると考えている。

持月委員

- ・ 本日の議論を通じて多くの気づきがあった。見える化については、有人駅では係員が対応し、無人駅では事前連絡により係員を派遣しているが、時間帯や設備によっては対応できない場合もあるため、どの駅がバリアフリー対応かを明確に示す必要があると感じた。
- ・ また、新しい車両では車いすスペースや対応トイレの整備を進めている一方で、段差のある旧型車両も多く残っており、今後段階的に見直していく必要がある。
- ・ さらに、これまで視覚障害や車いす利用者への対応として係員訓練を実施してきたが、香害といった新たな視点も踏まえ、今後の訓練や対応のあり方を検討していきたいと考える。

岸森委員

- ・ 県警としては、道路交通の安全と円滑を確保するための交通安全施設の整備を担って

おり、横断歩道や信号機など、遵守されなければ交通違反につながる施設を対象としている。

- ・ その中でバリアフリーに関係する取組として、エスコートゾーン、タッチ式信号、音響式信号機、さらに道路を盛り上げて横断歩道と一体化したスマート横断歩道などの整備を進めており、今後も交通状況や要望、必要性に応じて整備を進めていく考えである。

八幡会長

- ・ 熊本大学近くの子飼商店街のスクランブル交差点では、朝の時間帯に学生の自転車や歩行者が密集している状況がある。過去に学生が、車いす利用者や高齢者が通行する際に現在の信号時間で十分かを調査したところ、やや厳しいのではないかとの結果があり、そのような課題が潜在的に存在する可能性を感じた。

岸森委員

- ・ 信号機の秒数については、一律に健常者を基準としているのではなく、高齢者が多い場所などに応じて、警察庁の基準に基づき設定している。
- ・ 一方で、個別の状況により時間が短いと感じる場合もあるため、そのような要望があれば連絡を受け、調査の上で対応している。

植田委員

- ・ 企業へのヒアリングについては、エレベーターやバリアフリートイレの改修が難しいとの意見があったが、その背景として予算面の課題が想定される中で、どのような項目で聞き取りを行い、具体的にどのような回答があったかについて、確認したい。
- ・ 協議会運営要綱第3条に関して、現状は障害当事者が含まれていない点について、バリアフリーの観点から当事者を構成員に加えるべきではないか。

事務局

- ・ 施設管理者へのヒアリングについては、チェックリストをベースに実施し、その中で費用や面積に関する課題があるとの意見を得ており、資料冒頭に整理している内容が主な状況である。
- ・ 「移動円滑化の推進に密接な関係を有する者で、市長が必要と認める者」とする規定については、関係者が多岐にわたり想定を限定できないことから、対象を限定的に列挙せず、幅広く包含できるような表現としたものとする。

八幡会長

- ・ 植田委員の意見・質問の趣旨は、21～22 ページの黄色で示された部分について、本来、二重丸であるべき基準が、協力が得られず丸やバーに下げざるを得ない状況を、何らかの形で底上げできないかという点にあると認識している。
- ・ そもそも左側の二重丸は目標水準として設定されたものであり、審議会として目指すべき水準として位置付けられている。
- ・ 一方で、現実的にはその水準を直ちに達成することは難しく、右側の緩和された基準が現実的な落としどころになっていると考える。
- ・ その上で、一定期間において達成状況がどの程度かを踏まえ、どの水準を基準として取組を進めていくのが重要ではないか。
- ・ また、二重丸の水準を目指した結果としてソフト対応にとどまる場合や、十分な対応ができない場合についても、その都度、本協議会で状況を把握しながら進めていく考え方もあり得るのではないかと考える。

植田委員

- ・ エレベーターやトイレが整備されていない状況の中で、「マスタープランにより、適合する施設が増えた」と言われても実感が持てないという認識である。
- ・ むしろ、一定のまとまりで整備が進んでいると示された方が現実が見えやすく、見える化や生活の中での実感につながるのではないかと感じた。

八幡会長

- ・ 本日の審議を求められている事項は 3 点あり、次のとおり進めることとする。
- ・ 重点整備地区の選定については、おおむね提示された方向性で異論はなかったため、この方向で進める。
- ・ 建築物特定事業の基準の考え方については、可能な限り目指すべき基準に沿うことを前提としつつ、緩和の是非よりも進捗状況を本審議会でも適宜確認しながら見える化を進めていく。
- ・ 最後に、道路特定事業の整備方針についても、本日示された内容に特段の異議はなかったため、この方針で進める。

以上